

指定工事店チェック表（法人用）

提出書類		申請書（様式第1号）
		営業所所在地の納税証明書（甲賀市内の場合は必要なし）
		登記簿謄本（全部証明）の原本（取得から3ヶ月以内のもの）
		営業所の平面図（事務所内の平面図 机やコピー機など事務用品も記載必要）
		営業所の付近見取り図（1/1,500程度）
		専属責任技術者名簿（様式第2号）
		専属を確認できる書類（別紙「専属を確認できるものについて」を参照）※様式第2号記載者全員
		責任技術者証の写し ※様式第2号記載者全員
		・責任技術者証と名簿に記載されている氏名・住所・登録番号が同じか？ （異なる場合は、様式第2号「専属する責任技術者の名簿」の備考欄に 「 次回更新時に変更予定 」と記載すること）
		・責任技術者証の有効期限が切れていないか？
		所有する機械器具の一覧
		写真
		・屋外で商号又は屋号の分かるもの
		・事務所内
		・資材置場の全景
		・所有している機械器具が確認できるもの
		誓約書（様式第3号）
		暴力団排除条例に関する誓約書（様式第4号）
		役員等名簿（様式第5号）

条件		責任技術者が1人以上専属しているか？（第3条第1号）
		工事に必要な設備及び機材を有しているか？（第3条第2号）
		滋賀県内に営業所があるか？（第3条第3号）
		次に該当しないか？（第3条第4号）
		・代表者が破産者で復権していない
		・代表者が排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない
		・代表者が責任技術者として登録を取り消されてから2年を経過していない
		・指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない
		・工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある
		・役員の内に上記のいずれかに該当するものがある
		税金の滞納が無い？（第3条第5号）
		暴力団に関わりが無い？（第3条第6号）
		指定工事店の指定を取り消されてから2年以内にその代表者が個人又は代表者として申請していないか？（第3条第2項）

更新の場合の確認事項	次のことに変更があれば異動届及び添付書類の提出が必要です。 商号 ・ 代表者 ・ 責任技術者の増減 ・ 住居表示 ・ 電話番号 ・ 営業所 ・ 営業所（仮）
------------	---

指定工事店チェック表(個人用)

提出書類		申請書(様式第1号)
		営業所所在地の納税証明書(甲賀市内の場合は必要なし)
		代表者の住民票記載事項証明書の原本(取得から3ヶ月以内のもの)
		営業所の平面図(事務所内の平面図 机やコピー機など事務用品も記載必要)
		営業所の付近見取り図(1/1,500程度)
		専属責任技術者名簿(様式第2号)
		専属を確認できる書類(別紙「専属を確認できるものについて」を参照)※様式第2号記載者全員
		責任技術者証の写し ※様式第2号記載者全員
		・責任技術者証と名簿に記載されている氏名・住所・登録番号が同じか？ (異なる場合は、様式第2号「専属する責任技術者の名簿」の備考欄に「 次回更新時に変更予定 」と記載すること)
		・責任技術者証の有効期限が切れていないか？
		所有する機械器具の一覧
		写真
		・屋外で商号又は屋号の分かるもの
		・事務所内
		・資材置場の全景
		・所有している機械器具が確認できるもの
		誓約書(様式第3号)
		暴力団排除条例に関する誓約書(様式第4号)
	役員等名簿(様式第5号)	

条件		責任技術者が1人以上専属しているか？(第3条第1号)
		工事に必要な設備及び機材を有しているか？(第3条第2号)
		滋賀県内に営業所があるか？(第3条第3号)
		次に該当しないか？(第3条第4号)
		・工事業者が破産者で復権していない
		・工事業者が排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない
		・工事業者が責任技術者として登録を取り消されてから2年を経過していない
		・指定工事店が指定を取り消されてから2年を経過していない
		・工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある
		税金の滞納が無い？(第3条第5号)
		暴力団に関わりが無い？(第3条第6号)
	指定工事店の指定を取り消されてから2年以内にその代表者が個人又は代表者として申請していない？(第3条第2項)	

更新の場合の確認事項	次のことに変更があれば異動届及び添付書類の提出が必要です。 商号 ・ 代表者 ・ 責任技術者の増減 ・ 住居表示 ・ 電話番号 ・ 営業所 ・ 営業所(仮)
------------	---